

平成23年10月7日（金曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	佐藤 徳憲 君
震災復興推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
建設課長	西城 彰 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
総合支所長 兼地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君
教育委員会部局	
委員長	阿部 東夫 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君
監査委員部局	
代表監査委員長 事務局長	佐藤 広志 君
選挙管理委員会部局	
書記長	佐藤 徳憲 君
農業委員会部局	
事務局長	佐々木 三郎 君

事務局職員出席者

事務局 長	佐藤 広志
上席主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志
主 事	加藤 優美子

議事日程 第6号

平成23年10月7日(金曜日)

午前11時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の延長
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 平成22年度決算審査特別委員会報告
- 第 5 認定第 1号 平成22年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 2号 平成22年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 3号 平成22年度南三陸町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 4号 平成22年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 5号 平成22年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第 6号 平成22年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第 7号 平成22年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第 8号 平成22年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第 9号 平成22年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第10号 平成22年度南三陸町水道事業会計決算の認定について
- 第15 認定第11号 平成22年度南三陸町病院事業会計決算の認定について

- 第16 認定第12号 平成22年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について
- 第17 議案第86号 南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第87号 東日本大震災による災害被害者に対する町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第89号 町有林樹木の売払いについて
- 第20 議案第90号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について
- 第21 議案第91号 教育委員会委員の任命について
- 第22 議案第92号 教育委員会委員の任命について
- 第23 議案第93号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第24 議案第94号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第25 議案第95号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第26 議案第96号 平成23年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算
- 第27 議案第97号 平成23年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第28 議案第81号 財産の取得について
- 第29 陳情11の1 西戸・折立・水戸辺・在郷地区住民の集団移転先の確保について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第29まで

午前11時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

朝晩大分涼しくなりました。議員の皆さん、それから執行部の皆さん、健康に留意いたしまして一日も早い復旧・復興に向けてご尽力を願いたいと思います。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において1番千葉伸孝君、2番高橋兼次君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の延長

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の延長を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により、10月14日までの7日間延長し、うち休会を10月9日、10日、11日、12日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、会期は10月14日まで7日間延長することに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に、お手元に既に配付しておりますとおり、町長送付議案8件が追加して提出され、これを受理しております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 平成22年度決算審査特別委員会報告

○議長（後藤清喜君） 日程第4、平成22年度決算審査特別委員会報告を行います。

平成22年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

お諮りいたします。

本件についての委員長報告は、議長を除く議員全員による特別委員会であり、お手元に報告書が配付されておりますので、会議規則第41条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定しました。

委員会審査報告が終わりましたが、委員長報告に対する質疑については各会計ごとに行います。

以上で、平成22年度決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

日程第5 認定第1号 平成22年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、認定第1号平成22年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成22年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第1号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第6 認定第2号 平成22年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

○議長（後藤清喜） 日程第6、認定第2号平成22年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出
決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成22年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第2号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議あり
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定するこ
とに決定しました。

日程第7 認定第3号 平成22年度南三陸町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
について

○議長（後藤清喜） 日程第7、認定第3号平成22年度南三陸町老人保健特別会計歳入歳出決算
の認定についてを議題といたします。

本案については、平成22年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第3号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議あり
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第8 認定第4号 平成22年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

○議長（後藤清喜） 日程第8、認定第4号平成22年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成22年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第4号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第9 認定第5号 平成22年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

○議長（後藤清喜） 日程第9、認定第5号平成22年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成22年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第5号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第10 認定第6号 平成22年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

○議長(後藤清喜) 日程第10、認定第6号平成22年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成22年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第6号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第11 認定第7号 平成22年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

○議長(後藤清喜) 日程第11、認定第7号平成22年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成22年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第7号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第12 認定第8号 平成22年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

○議長(後藤清喜君) 日程第12、認定第8号平成22年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成22年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第8号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第13 認定第9号 平成22年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決

算の認定について

○議長（後藤清喜） 日程第13、認定第9号平成22年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成22年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第9号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第14 認定第10号 平成22年度南三陸町水道事業会計決算の認定について

○議長（後藤清喜） 日程第14、認定第10号平成22年度南三陸町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成22年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第10号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定するこ

とに決定しました。

日程第15 認定第11号 平成22年度南三陸町病院事業会計決算の認定について

○議長（後藤清喜） 日程第15、認定第11号平成22年度南三陸町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成22年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第11号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第16 認定第12号 平成22年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

○議長（後藤清喜） 日程第16、認定第12号平成22年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成22年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第12号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第17 議案第86号 南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜） 日程第17、議案第86号南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただ今上程されました議案第86号南三陸町町税条例等の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、寄附金税額控除の下限額の引き下げ、個人住民税等の罰則の程度の見直しを行うとともに、税負担軽減措置等の税制改正に関する細目を定める必要があることから、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 細部説明をさせていただきます。18ページ以降に改正文が載っておりますけれども、説明につきましては、別冊の議案関係参考資料を使って説明をさせていただきます。参考資料のつづり3ページをお開きいただきたいと思います。

1番の趣旨につきましては、ただ今町長が申し上げたとおり、地方税法の一部を改正する法律がことし6月30日に交付され、同日施行されたことに伴いまして、当町の町税条例の一部関係する部分を改正するものでございます。

2番、主な改正内容、1. で市町村税ですが、①寄附金税額控除の適用下限を、平成24年度から2,000円に引き下げをするというものでございます。現行は、寄附金5,000円が基礎控除でございましたが、これを2,000円にまで下げるということで、より多くの寄附をしやすい環

境をつくるというようなことをございます。②免税牛、肉用の免税牛に係る規定につきましては、これまでもずっと非課税扱いというふうにされておりましたが、この適用を3年間延長するというものでございます。ちなみに、現在の規定ですと、肉用牛は1年間で2,000頭まで、出荷頭数2,000頭までの方に、この規定を適用することになっておるんですけども、今回は1,500頭に縮小するということをございます。年間1,500頭となりますと、当町では該当はないのかなと思っております。

2. その他の①でございますが、個人住民税の罰則規定を見直すということで、現在過料の上限につきましては3万円となっているんですけども、これを10万円以内というふうに引き上げをするという内容でございます。②上場株式の配当所得及び譲渡所得に対する3%の軽減税率の特例を2年間延長すると、本来であれば、ことし23年から本則の税率、これは20%になるんですけども、ことしからその本則税率に戻す予定だったんですけども、現下の状況下から現行の3%の特例を2年間延長するというような内容でございます。

次ページ以降につきましては、新旧対照表でただ今申し上げました字句の整理、記述の変更、項番号のずれなどを整理しております。

細部につきましては以上でございますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 趣旨のところに脱税犯という言葉が出てきたので、大変私びっくりしております。こういう言葉はやっぱりあるんですね。その中で、これは罰則規定で、3万円から10万円に引き上げると、そういうことなのですが、現在当町でそういう事例があるのかどうかですね、そういうのを聞かせていただきたいと思っております。

それから、2点目として寄附金税なんです。これはふるさと納税とはまた違うものなのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 脱税犯というその文言の部分につきましては、地方税法の中で表現をされておりますものですから、このような書き方をさせていただきましたが、実際に過料、この罰則の規定をされた事例があるのかということなんですけれども、私、4年ほど税の業務に携わっておりますが、一度もございません。

それから、この脱税というその表現、非常に辛らつな表現ではあるんですけども、そもそも脱税という部分よりも、本則のねらいとしましては申告を義務づける、そういうふうな願

いがあるのではないかなというふうに思っております。

それから、2点目のふるさと納税でございますが、ふるさと納税と寄附金控除というものは別物でございますので、例えば、自分の子供が行っている大学とか、そういったところに寄附をしたとか、そういう部分についてはふるさと納税とは別に控除になります。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 安心しました。非常にこの文章を見て、私びっくりしていましたので、いろいろ大変厳しい中で、今ますます納税者が困って未納がふえるんじゃないかなと思っていたものですから、こういうのが適用されると、かなり大きな3万円が10万円になるということなので、ますます納税ができなくなるんじゃないかなという懸念がされましたので、その辺でこういう制度を適用しなくても、町としていろいろあるとは思いますが、その辺税として、税務課として担当者としてどういうふうに考えているのか、未納者についてのね、そういうことをお聞きしたいと思います。

それから、寄附控除については、ふるさと納税とは違うと、そういうことではわかりました。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 罰則あるいは過料などという表現になりますと、大変心配をされるわけですがけれども、先ほど申し上げましたように、過料の執行につきましては私どもは経験がございませんし、当町ではなかったのではないかと。ただ、納税という義務の部分でございまして、改めて社会的責任をより強く規定したというような考え方に沿うものだと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第87号 東日本大震災による災害被害者に対する町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜） 日程第18、議案第87号東日本大震災による災害被害者に対する町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただ今上程されました議案第87号東日本大震災による災害被害者に対する町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災の被害状況をかんがみ、被災者等の負担の軽減を図るため、個人及び法人の町民税の減免措置を講ずる必要があることから、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 細部説明を行います。23ページ以降に改正文が載っておりますが、86号議案同様に参考資料によりまして説明をさせていただきたいと思っております。議案関係参考資料19ページをお開きをさせていただきたいと思っております。

趣旨につきましては、ただ今町長が申し上げたとおりでございまして、大震災に関する減免条例、6月定例でもご決定をいただきましたが、今回はその第2弾という形でご提案をさせていただくものでございます。

2番減免の範囲、基準、(1)個人町民税に係るものでございます。①災害による死亡などというところで、今回はこの表の中の網かけ部分を追加をさせていただくものでございます。死亡または生死不明で、以下省略をいたしますが、納税義務を継承すべき相続人、そういった相続人の方において、亡くなった方に係る税金を納付することが非常に難しいというようなケースに応じて、これを全部免除をするというような内容でございまして、これはご遺族等の申し入れによりまして、内容を確認しながら進めていくと、そういうふうな事務になるかと思っております。②でございまして、今回ここが苦心をしたところでございまして、災害によって農業、漁業の減収分でございます。地震、津波で住家に被害がない方、その方々に

については、全壊あるいは大規模半壊というようなその損壊区分に応じた減免がなかったんですけども、今回はこの規定の中で、減収した方に応分の措置をしようという内容でございます。その方お一人のその合計の所得の金額に応じて、五つにわけさせていただきます。300万円以下、減収するという方につきましては、全部個人町民税を減免いたします。ただし、これは所得割ということになりますので、均等割につきましてはご負担をいただくということで予定してございます。同様に、以下300万円を超えて400万円以下の方につきましては、10分の8を減免するというような内容でございます。

次のページをお開きいただきたいと思っております。③失業その他の事由によって所得が激減をした場合ということで表を書いてございます。表は2段になっておりまして、1段目が去年と比較をしてことしの所得の見積もりが10分の5以下、半分以下になるだろうという方につきましては、この表を見ていただきまして、それでその方の課税標準額が100万円以下であれば、全部減免。それから、100万円を超えて250万円以下であるときは、10分の8というふうにさせていただきますのものでございます。下段も同じような考え方でございます。

(2) 法人町民税でございますが、①と②で二つ提案をさせていただきます。①は法人町民税の均等割ということで、3月11日時点、震災時において町内にあった事務所、事業所、これも震災で流出をしたわけでございますので、こういった会社に係る均等割、法人町民税均等割を3年間免除するというような内容でございます。②同じ法人町民税の今度は税割ということで、国税の方に法人税を申告している会社にあつては、当町にも一定の率で法人町民税を税割を払わなくてはいけないんですけども、そういった会社の部分で、2分の1以上の損害を受けたときは、税割を10%免除すると。市街地にある会社につきましては、2分の1どころかほとんどが損害を受けているわけですので、この規定に該当するだろうという内容でございます。ちなみに、法人に関する税目につきましては、宮城県の県の法人町民税と同様の考え方で対処をさせていただいております。

それから、近隣の市町も、提案の時期は9月になるのか12月になるのかは未定なんですけれども、同じように実施をするというような情報を得ております。

それから、適用の時期でございますが、個人町民税につきましては23年度分、それから法人につきましては3月11日適用ということで、既に中間納付をしている会社さんもございますので、そういった会社さんにつきましては還付をしたいというような考えで、このような適用のタイミングとさせていただきますのものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。2番高橋兼次君。
- 2番（高橋兼次君） 町民税、固定資産税ですかね、これについて、その前に危機管理課長からただしておきたいことがあるんですが、従来のその防災計画の中に、建設してはだめだよという区域があったのではなかったかね。何か所かその辺にね。そういうところの固定資産税はどうなっているんですか。建ててはだめですよと言って、建てたからそこから取っているんですか、固定資産税。その辺。
- 議長（後藤清喜君） 危機管理課長。
- 危機管理課長（三浦清隆君） 従来の災害危険区域だと思います。市街地であれば、防潮堤の外側にある、例えば南町地域で住居があった地域がございますけれども、あの周辺を災害危険区域という形で指定はしております。税額については、当方では詳細は分かりませんので、町民税務課長の方でお答えしたいと思います。
- 議長（後藤清喜君） 町民税務課長。
- 町民税務課長（阿部俊光君） 規制のかかっているところの土地とそれから建物につきましては、固定資産税を賦課していると思います。はい。
- 議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。
- 2番（高橋兼次君） そうすると、何かちょっと整合性というかね、建ててはだめですよ規制していて、建てたら税金とったというふうになると、何かちょっとつじつまが合わないのかなというような感じもするんですが、どうですかね、その辺。
- 議長（後藤清喜君） 危機管理課長。
- 危機管理課長（三浦清隆君） ちょっと説明が足りなくて申しわけございませんでした。いわゆる住居は建築はできないですけれども、工場用地等の形ではオーケーという形になっております。
- 議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。
- 2番（高橋兼次君） 住居も工場用地も同じじゃないですか。固定資産税の中には償却資産も入っているんでしょう。そうしたらば、それが固定資産税、入っているということになるんじゃないですか。結局とっているということですね。だから、そうなってくると、建ててだめだよと書いて、勝手に建てて、何かちょっと整合性があるのかなというのが、ちょっと疑問を持つんだけど、どうでしょうかね。
- 議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） ちょっと補足をさせていただきますけれど、非住家区域地域ということで2カ所、さっき危機管理課長申し上げました旧漁港の南町の一部ですね、それから大森地区の旭ヶ浦でございますけれども、2カ所が災害危険区域指定ということで非住家地域ということで、住居は建ててだめですということになっています。ただ、当時この条例を制定したときに、既に南町の旧市場の方については、住居があるものでございますから、それは経過措置の中でそのままあそこにお住まいになっていた方もいらっしゃいますので、ただ、いずれ税の関係は、そういうことで住居を建ててだめですよということですから、住居の建設は認めておりませんが、それ以外の工場等については土地、家屋について固定資産税等は賦課をしております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 確かに住居はだめなのね。住居はだめなんだけれども、固定資産税は住居だけではないんでしょう。そのほかの部分もあるし、またさらに住居という、住居じゃなくても住まいにしているところもあるわけです。その辺は名目で判断するんだろと思うんだけれども、あくまでも例えば実際住んでいても、ここは作業所ですよとか工場ですよとかと、そのような判断基準になるんだろと思うんだけれども、実際やっぱりその見てみると、住居になっているわけですよ。工場兼住居というような形でね。だから、そういうことになると、名目上はそれはそれで分離というか、なっているのかと思うけれども、實際上やはり何かこうつながるのかなというような疑問を持つわけなんだけれども、だから、これからこういうふうな災害を受けて、多分そういうところが多くなってくると思うんですよ。規制をかけるところが範囲が広がると思うのでね。その辺住民の方々に納得のいくような、そのような税金の徴収というか、税法というか、条例にわかりやすいような形で示していく必要があるのかなと、そう思います。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 高橋議員の今お話ですけど、まずもって税の関係からいたしますと、当該地についても当然土地に対しても建物に対しても固定資産税はきちんと評価に基づいて賦課をしております。ただ、今ちょっとお話の中にありました、その工場の中に居住的な生活の空間があって、生活をしている部分があるんじゃないかというお話でございますけれど、この辺については多分、はっきり私も確認してございませんけれども、例えば管理上の関係でそこにそういったスペースを持っているものもあるいはあるかもしれませんけれども、基本的にはそこに居住地としての建築確認はもちろんおられない区域でございますので、あく

までも工場ということでございますので、その辺については、今後多分いろいろ震災復興の中で土地利用の中でいろいろな規制が出てきたときには、やっぱりきちんとそこは適切に指導していく必要があるだろうというふうには思っておりますけれども、税の部分からいきますと、しっかりその土地に対する評価、それから家屋に対する評価を正しくして、それなりの税は、固定資産税は賦課をしておるということでございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 今、副町長実際見ていないということなだけけれども、実際はそういうところがあったような気がします。今流れてなくなったからあれだけどもね。あれは工場じゃありませんよ、確かに。住居というふうなとらえ方というか、そういう恐らく建築の中でやったんだろうと思います。今なくなったから、どうこうとは言いませんが、そういうところもあるわけですので、今後のその指導をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかにございせんか。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 本案であります、減免の関係であります。関連になろうと思いますが、本町において、この大災害によりまして、固定資産税、就職、職業も失っている方も大勢おります。その中で、所得税も大きな減額、それから均等割も説明なされたように減額のようにあります。そこで伺いをするわけですが、本町において、この災害のために税が全体的に、報道では大体町民税の3分の2ぐらいは減額になるんじゃないかなどということもちらほら伺いしておりますが、現時点で幾らぐらいにこう想定されるのか、できれば数字で、数字を示して説明をいただきたい、こういうふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 今後の議案の中の一般会計の補正の中で、関連がありますので説明をする予定ではございましたが、今回現時点で提案をさせていただく減額の部分ですが、個人町民税につきましてはおおよそ2億3,000万円でございます。それから、法人町民税につきましては、これもきりのいい数字であれですけれども、3,000万円見込んでございます。減収です。それから、固定資産税4億3,900万円でございます。軽自動車1,300万円、それから、たばこ4,900万円、入湯税300万円、以上合わせまして7億6,300万円ほどを減収を見込んでございます。なお、これは予算をつくり込む時期での数字でございます。そして、また現在も申告をされる方、それから減免の申し出をされる方が窓口に来ておりますので、この総額の7億6,000万円をまたさらにふえるということは予想されるところでございます。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 現段階で7億3,000万円ということですが、本町においての税収が、災害のない場合とこの災害後で、できれば3分の2とか、調べればわかることですがね、何%ぐらいの減に、何十%でしょうね、なるのかですね、それから、これらによって今後の本町の町政運営、それらについては国などの、国、県等の、これでは到底職員の給料にももちろん足りないどころじゃなくて、すべてができなくなるわけでございますので、その辺は今後国、県それらでどのような財政処置がなされようとしているのか、現段階でわかる範囲で説明をお願いをいたします。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 先ほど申しあげました7億6,000万円ぐらいの減収の部分をベースに、当町のただ今申しあげました税目ごとの調定ですと、大体12億4,000万円ぐらいでございますので、それを割り返しますと61%ぐらいの減収という形になります。

それから、この減収に伴って不足する財源の調達につきましてでございますけれども、減収補てん債ということで措置をする予定でございます。ただ、これもいついつまでというその年限が決まっているわけではございませんけれども、差し当たって今年度につきましてはそういう補てん債を対応するというところでございます。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 資料の中で、災害による死亡等ということで網かけの部分でございますが、いわゆる相続人の当該税額の納付が著しく困難であると認められるときというふうでございます。そのいわゆる相当震災によって死亡者あるいは不明者、相当継承というか相続人であろうかと思えます。それで、その納付が著しく困難であるという形ですが、どういう形と、どういう認定の仕方をするのか教えてください。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） この網かけの部分につきましては、そのケース・バイ・ケースで非常に複雑な判断が求められるところだと思います。お亡くなりになった、あるいは行方不明の状態死亡届を出された方、そういうケースなども含まれると思うんですけども、その家々によって、例えば生命保険もかけていない方もいらっしゃるでしょうし、それからJAの建更にも入っていない方もいるでしょうし、そういったそのいろいろなケースがあると思えます。それで、生活再建支援金あるいはその弔慰金、各種義援金、そういった支援的な収入につきましては、今回その税上では要は見ないことにするというような考え方が、方針が国から出されております。例えば、その方が滞納していた場合であっても、そのような

公的支援措置のお金については、差し押さえなどはしてはいけませんよというような意味合いだと解釈しておるんですけども、正確なところはまだちょっとはっきりしておりません。それで、その方々のご相談を受けまして、著しく困難というようなことであれば、まずその世帯の世帯構成、どうなっているのかとか、それからお子さんが高校とか大学とか、いろいろその就業の構成も違っていると思いますので、まずは最低限の生活を営むに当たっての計算などをしながら、ケースに応じて対応をしていかざるを得ないというふうに思っております。税でございますので、相続をされた方がそっくりそのまま引き継ぎをしなければならないんですけども、場合によっては限定承認というような形でプラスの部分だけを引き継ぐケースなどもあると思いますので、やはりその事案に応じた対応をしなければならないと思っております。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） そうすると、いわゆる申請されて、おのおの申請するわけですか、これは。申請して、その申請書の内容によって個別に判断をしていくということで、その内容によってはおのおの違ってくるんだらうということでございます。いずれにしても、関連でございますが、所得税の減免、もう既に法律が施行されておるわけでございますけれども、私もこの間ようやく申告した、いわゆる雑損控除の適用ですね、したばかりでございますが、その辺のいわゆる特に所得税は国税でございますので、一般的に住民がよく把握していないとか、わからない部分があるかと思えます。そういう方もおるわけございまして、今回の改正も含めてですが、いわゆるそちらの方も広く住民にこういう制度がございますよと、減免になりますよというものははっきりと周知するような仕組みをとっていただきたいと、そういうふうに思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 義援金あるいはお見舞い金というんですかね、義援金についてはいろいろとその税といいますか収入に見ないというようなお話であります。それで、私たちこの政治に携わっている人間にとりまして、この政治資金規正法というのがありまして、我々町会議員はその財産とか収入については公表しなくてもいいんですが、例えば国会議員あるいはその首長が毎年それを公表しなければならないということになっておるんですが、その義援金、今回のこの震災というのはしょっちゅうあるわけではないですから、この義援金、お見舞い金についての公表というのはどうなるでしょうかね。これは総務課長の方が詳しいのかな。どちらですかね。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 当課の所掌の部分でございます、であれば、義援金とかはちょっと掌握はできない。それ以外に、先ほど申し上げましたように、生命保険ですとか建物共済とか、そういったその民間損保から入った保険金などは、これは法定調書ということで、国税側に全部その提出を求められる書類になりますので、そちらの部分は当課で把握はできるんですけども、その公表ということはできないということになっております。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） その申告に基づいて資産公開等の公表をするわけでございますけれども、その義援金、支援金が所得に該当するかということがございます。今の判断では、義援金、支援金は所得として見ないということでございますので、資産公開の対象にはならないのではないかとこのように思います。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第89号 町有林樹木の売払いについて

日程第20 議案第90号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について

○議長（後藤清喜君） 日程第19、議案第89号町有林樹木の売払いについて、日程第20、議案第90号町有林樹木の直営生産事業代行委託について、以上本2案は関連がありますので一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただ今上程をされました議案第89号町有林樹木の売払いについて及び議案第90号町有林樹木の直営生産事業代行委託についてご説明を申し上げさせていただきます。

町有林樹木の売り払いにつきましましては、南三陸町森林施業計画に基づき、直営林の収入間伐に伴う売り払いを行うに当たり、議会の議決にすべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

あわせて、当該町有林樹木の素材生産事業と販売を南三陸森林組合に代行委託することについて、南三陸町林野条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、細部につきまして説明をさせていただきます。議案関係参考資料28ページをお開き願いたいと思います。

議案第89号に係ります町有林樹木の売り払い場所につきましては、収入間伐位置見取り図の丸印の箇所であります正鵠の森と位置づけられている部分でございまして、下段に記載されております林小班にお示しをした場所でございます。町有林樹木の売り払いにつきましては、南三陸町森林施業計画に基づきまして、直営林の収入間伐に伴う売り払いを行うわけでありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条第1項の規定に該当いたしますので、議決をお願い申し上げます。

また、あわせまして、議案第90号に係る当該町有林の直営生産事業代行委託につきましては、素材生産事業と販売を南三陸森林組合に代行委託することについて、南三陸町林野条例第11条第2項の規定に基づきまして議決をお願いするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） ここで昼食のための休憩といたします。

再開は、1時10分といたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時06分 再開

○議長（後藤清喜君） 時間前ですけれどもおそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は議案第89号、90号を一括して行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第89号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第89号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第91号 教育委員会委員の任命について

○議長（後藤清喜） 日程第21、議案第91号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただ今上程されました議案第91号教育委員会委員の任命についてをご説

明申し上げます。

本案は、教育委員会委員小島孝尋氏の任期が本年11月18日をもって満了することから、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいため、議会の同意をお願いするものであります。小島委員は大雄寺住職、あさひ幼稚園園長として住民の信望が厚く、教育関係にも精通をされているほか、現在町立学校の生徒の保護者のお立場にもありますことから、教育委員会委員として適任と考えておりますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第91号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第92号 教育委員会委員の任命について

○議長（後藤清喜） 日程第22、議案第92号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただ今上程されました議案第92号教育委員会委員の任命についてをご説明申し上げます。

本案は、本町の教育長でありました田生誠二委員の死去に伴い、公認の教育委員会委員として佐藤達朗氏を任命したいため、議会の同意をお願いするものであります。佐藤氏は、平成21年3月に志津川小学校校長を最後に教員を退職されるまで31年間、信頼こそが教育であるとの信念のもと、風通しのよい人間関係づくりと、子供たちの確かな学力の向上にすばらし

い指導力を発揮されました。温厚明朗で努力家であり、高い識見と高潔な人格は教育委員会委員として適任であると考えておりますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 田生教育長が不明になられて、家族の方から死亡認定が出され、その欠員で佐藤達朗氏ということだと思います。そして、できれば南三陸町内の方の教育経験者、学校長経験者、そういった人たちというのは、佐藤氏のほかにだれかなかったのでしょうか。その辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 本年3月に退職した町内の校長経験者はお二人おられます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 二人いますと言いました。ことしというか、学校経験者で二人退職された方がいて、その中から選んだということだけではなく、今まで南三陸町において校長、学校経験者、そういった方がまだまだいるのではないかということで、そういった人たちのどの人数をピックアップしてこの方を選んだかということを知りたいんですけども、総務課長の説明ですと二人おりましたということで、説明になっていないというような感じ、私も受けました。なぜ南三陸町に出身でそういう方がいなかったのかということを知りたいのは、どうしても今度の震災でもって、石巻の大川小学校のことが今随分話題になっています。校長先生が不在ということで教頭先生が結局避難誘導に当たられ、そして生徒、先生方の7割に当たる方が亡くなられたと、こういった現実の中で、どうしてもやっぱり地域に密着された、こういった教育委員の方が選任されるべきと私は思います。やっぱり、南三陸町そしてその中の戸倉、志津川、入谷、歌津、このすべての地区とか、伝統文化、習慣、そういったものを把握しておられる教育経験者になるべきと私は思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 履歴書を添付させていただいておりますが、佐藤さんにつきましては、8年間当町教育事務所、それから志津川小学校の校長ということでお勤めをいただきました。それから、その以前も教員として志津川小学校に長くお勤めになっておりまして、南三陸町教育全般について精通をしている方だというふうに認識をいたしております、今回ご提案をさせていただきました。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今の町長の説明でも、地元出身で地域に密着しておられ、長い間、それこそやっぱり定年ということは、60歳ということは50年間ぐらいはこの地域と密着しているような先生方を私が選ぶ先生と思います。今までの教育委員になられて、その中から教育長を選んでいるという現実がありました。その中で、町長が公募ということで片桐教育長が志津川に就任されました。そのときに、この方も仙台です。そして、その後の田生先生も、志津川地区、戸倉地区ですね、志津川地区、この地区で校長として教育者として活躍された方ですが、一応小牛田出身ということです。そして、今回の佐藤達朗先生も、私も志津川小学校そして教育事務所、その辺で顔を拝見し、話も聞いています。すごい温厚ですばらしい先生と私も町長と同じように納得しますが、ただ、こういった形の町内以外から、例えばこの方が、今後のことだとは思いますが、教育長さんになられた場合、町内でない方に3期続けて教育委員になってもらうということは、果たしてそれでいいのかと私は思います。まして、町長が公募に選んだ片桐教育長に関しては、その退職されてからの行動が余りにも私は疑問に思うことが大変多くありました。その一つとしては、退職後に南三陸新聞というところの代表取締役という名刺を私もらいました。それ見て本当にびっくりしました。それはなぜかという、南三陸新聞というのは、やっぱり町長さんの会社の方で印刷されている、これも私はおかしいと思いました。そして、それを、どういうわけかわからないけれど、退職されたかその前後あたりに、今度は町長のトレーラーハウスと今問題になって、この間は答弁の中で自宅と言われる、うちの方で下宿なされていたというか、そこに住居を持ったというような、もう町長との関係が余りにも色濃いような、そのときは教育長さん、公募によって町長が選びました。何かこういったことを考えていくと、やっぱり地元で密着し、すべての面で地元の町民すべてに平等に透明性のある方を選ぶべきだと思います。そういった観点から、私は達朗先生、すばらしい先生ですけれども、町長のその辺の答弁、ぜひ聞いて、今どうするか考えたいと思いますので、最後でお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、千葉議員もお話したように、千葉議員も佐藤達朗先生の人格、お人柄、認めているわけでございます。私も達朗先生とそういった学校のPTA関係でいろいろおつき合いをいただいております、先生の中でも大変すばらしい先生だというふうに認識をいたしております、今回ご提案をさせていただいたというふうな状況でございますので、ご理解を賜りたいと思います。（「片桐先生のことに関して何かありましたらお願いしま

す」の声あり)

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 片桐先生につきましては、今ご指摘のように、公募という形の中で選任をさせていただきました。大変たくさんの皆さん方にご応募をいただきまして、その中から片桐先生ということでご指名をさせていただきました。片桐先生には、ある意味学校の統廃合の問題とか、いろいろな多岐にわたってご活躍をいただいたというふうに認識をいたしております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 議案第92号のこの教育委員ということで佐藤達朗先生でしたか、今前者もいろいろとお話、町長のお話を聞いておったんですが、まず初めに、この方もこの町の方ではないと、その前々教育委員の選任した片桐さんですけれども、私たち合併して間もなくの人事案件で、余りおつき合いもなければ、あのときは初めてお会いして、何でもってこれ判断したらいいのかなと思っていろいろ考えたんですが、執行部の方からの提案理由説明の中で、この方はこの南三陸町に骨を埋めるんだと、生涯この地で生活をして、最後まで町の方にご奉公するんだと、骨を埋める覚悟でやるんだということで、ああそれじゃあ大した意気込みだなということで私も賛成をした。それで、時期が来たらおやめになって、しばらくは町内にいたようですね。今1番議員さん言われたように、会社の何か役員か何かでやられて、その後姿が見えなくなったものですから、一体どうなったという質問をしたところ、病気で仙台の方に今入院しているような話だという説明がありました。それで、入院回復したら戻ってくるんだなということでいたんですが、いまだに戻ってきた気配がないんですが、どうになりました。まだ入院しているんですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私は入院したという記憶、そういう答弁した記憶はございません。体調を悪くして仙台の実家の方にお帰りになったというふうな答弁はさせていただきました。（「治ったの」の声あり）確認はいたしてございません。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 私の語り方も悪かった。ここで人の話のしりをつかまえてどうのこうのやり方やめましょう。実際にここに骨を埋めるということで、あなたは説明したんですよ。そして私たちにも同意をもらったんですよ。それで体調崩して仙台に行った。骨を埋めるということはどういうことですか。あなたはうそをついたんですよ。私は今うそをつかれたと

思っていますよ。そのとき我々から同意をもらうがゆえの手段として、骨を埋める覚悟でいるんだと。しなかったですか、そういう説明。それも議事録流されましたから、ないですから、証拠が。私はしっかりと記憶しております。それで、この方は私お会いしたことも見たこともないんですね。それで、何でもって今度は判断をしていいのか今悩んでいます、この方。お住まいは室根、津谷川ですね、岩手県のね。そうしますと、これはまた片桐さんと同じように、あなたの今トレーラーハウスのあるお宅をお貸しになって、その賃貸契約を結ぶんですか。どうなんですか。それとも、その津谷川から通うのかどうなのか。それから、その前回は公募しなかったから今回も公募しないという理由になるのかな、その片桐さんのときのように公募なぜしなかったのかですね、その公募してやったことが失敗になったのかどうか、その辺いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） お住まいについては、今後ご本人がどうお考えになるかということだと思います。公募につきましては、今回こういった状況の中で、そういう時間的な余裕ももちろんないということですので、今回は佐藤達朗先生を議会の皆さんにご同意をいただきたいということでご提案をさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） だから、何を根拠に私たちが、お会いしたことがあったりおつき合いしている方はいいかと思えますよ。私のように、会ったことも話しもしたこともない方、どういう人物なのか理解に困るんです。それで、もう少し説得のある説明していただかないと、この人ではないんだと、日本全国探してもこれ以上の人はいないんだと、南三陸の教育委員はこれ以外の方は今考えられないんだというような、やはり説得ある説明が大事なんですよ。ただ出してきて、何ですか、まだ議会丸めんないと思ってこれ出しているんですかね。丸められませんよ。何でもかんでもはいはいというわけにはいかないんだ。我々はイエスカノーかになるんだけれども、イエスカノーかをする判断材料がまるっきりないの。そういった今整備がまだ整っていない、判断するのにね。だから今困っているんですよ、時間がないし、これは3回目の質問だしね。何をもって今イエスカノーかという判断をするのか、もう少しこの説得のある、ないですか、なるほど、この人でなくてはだめだということで賛成するような内容の話をしてくださいよ、もう少し。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどお話ししましたように、達朗先生、南三陸町の地域におきまして、

長い間子供たちの指導に当たっていただき、大変PTAの皆さん、ご父兄の皆さん方からも大変信頼の厚い方でございます、そういった意味におきましては、当町の教育委員として大変適正な方だということでご提案をさせていただいておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第92号を採決いたします。（「議事進行」の声あり）14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この採決に当たりましては、無記名投票でお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 賛成者はおりますか。（発言あり）では、これより投票により採決いたします。

議案第92号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩いたします。

午後1時26分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（後藤清喜君） 再開いたします。

ただいまの出席議員は15人です。

次に立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、佐藤宣明君及び阿部 建君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（後藤清喜君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（後藤清喜君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次に投票願います。

〔点呼〕

〔投票〕

○議長（後藤清喜君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。佐藤宣明君及び阿部 建君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（後藤清喜君） 開票の結果を報告します。

投票総数 14 票のうち

有効投票 14 票

無効投票 0 票です。

有効投票のうち

賛成 11 票

反対 3 票

以上のおおり、賛成が多数です。

よって、議案第92号は原案のおおり可決されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 40 分 休憩

午後 1 時 4 1 分 再開

○議長（後藤清喜君） 再開いたします。

日程第 2 3 議案第 9 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（後藤清喜） 日程第23、議案第93号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただ今上程されました議案第93号固定資産評価審査委員会委員の選任についてをご説明申し上げます。

本案は、現固定資産評価審査委員会委員の千葉 力氏が、本年11月17日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員として選任することについてご同意を賜りたく提案するものであります。卓越した識見を有している方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任と思われますので、選任することにご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第93号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 9 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（後藤清喜） 日程第24、議案第94号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただ今上程されました議案第94号固定資産評価審査委員会委員の選任についてをご説明申し上げます。

本案は、現在の固定資産評価審査委員会委員の任期が、本年11月17日をもって満了となることから、その後任として南三陸町戸倉字町11番地1にお住まいの西條 昴氏を固定資産評価審査委員会委員として選任することについてご同意を賜りたく提案するものであります。同氏は、第一生命保険相互会社、日東電工株式会社などに勤務をされた後、かもめ不動産企画を開業し、ご活躍をされております。卓越した識見を有している方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任と思われますので、選任することにご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今度新しく西條氏が町長より任命されたということですが、先ほどと同じように、この資格を持ち、値する方が何人おられて、西條氏になったその経緯、もしよろしければ教えてください。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 固定資産評価審査委員会の選任のその要件として、今回西條さんは不動産企画業を行っておりますけれども、必ずしもこういった不動産企画業を行っている方が要件ではございませんので、一般の方でも可能でございますが、委員として選任はできるものでございます。不動産企画業を今町内で何件……ちょっと今資料を持ち合わせないのでわかりませんが、そう何人もいらっしゃるんじゃないかというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 私の知っている中にも、町内に結構不動産、こういった形の資格を持っている方は何人かおられると思うので、その方にやっぱり平等な形で、町とかかわり合いを持っているからじゃなくて、やっぱり平等な形でどうですかというような声をかけて、その中から選任されるべきかなと。とりあえず指名1本だけじゃなくて、やっぱり広い視野でできればこういった形の委員、就任ということを町としては要請するような形の形態をとるべ

きと思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第94号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第95号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（後藤清喜君） 日程第25、議案第95号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただ今上程されました議案第95号固定資産評価審査委員会委員の選任についてをご説明申し上げます。

本案は、現在の固定資産評価審査委員会委員の任期が、本年11月17日をもって満了となることから、その後任として、南三陸町志津川字廻館15番地165にお住まいの及川 透氏を固定資産評価審査委員会委員として選任することについてご同意を賜りたく提案するものであります。同氏は、行政書士事務所、海事代理士事務所、及び太陽不動産を開業し、ご活躍をされており、現在は南三陸町情報公開個人情報保護審査会委員としてもご尽力をいただいております。卓越した識見を有している方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任と思われまますので、選任することにご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第95号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は2時5分といたします。

午後1時51分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26 議案第96号 平成23年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第26、議案第96号平成23年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第96号平成23年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算の概要についてご説明を申し上げます。

今補正につきましては、震災による国民健康保険税の減額、一部負担金等の免除に伴う保険給付費の増額及びその財源となる特別調整交付金、災害臨時特例補助金等について、所要の措置を講ずるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 細部説明を行います。予算書の8ページをまずごらんをいただ

きたいと思います。

歳入1款国民健康保険税、一般、退職合わせまして今回の補正で4億5,500万円を減額とするものでございます。この4億5,500万円につきまして、若干補足をいたしますので、議案関係の参考資料の34ページ、一番最後のページの一枚ものでございます。そちらをごらんいただきたいと思います。

上段の横長の表でございますが、左側に減免額ということで太い罫線で囲まれているところがございますが、今回罹災による減免の額が3億3,418万3,000円ということでございまして、残った調定が右隣で2億9,400万円、それに収入率などを加味しますと、収入予算として見積もりをとれるのが2億7,750万円ということになります。現在の予算額が7億6,250万円措置しておりますので、この減免の分と予算との乖離の分を合わせまして、この二つ目の太罫線の中にございます4億5,500万円を今回の補正で落とすというような流れでございます。

下の表は、減免の世帯数を書いてございますので、参考にごらんいただきたいと思いますが、資料をつくった時点では1,891世帯でございますけれども、現在2,100世帯にならんとしております。

再び予算書の方にお戻りをいただきたいと思います。ここで、10ページの歳出を先にごらんいただきたいんですけども、10ページの歳出で、一般と退職の保険給付費で2億2,000万円の増額を見込んでおります。この部分は、現在病院窓口の一部負担金を免除してございますけれども、最終的にはこれを町が肩がわりして払わなくちゃいけないという見込みの金額でございます。歳出で2億2,000万円ふえて、そして8ページにもう一度戻っていただきたいんですけども、この8ページの1目一般の保険税で4億2,000万円減収すると、費用が2億2,000万円ふえて、収入が4億2,000万円減るので、これ行った来たで二つ合わせますと6億4,000万円の持ち出しが必要になるというような計算になりますけれども、この6億4,000万円を、8ページ3款の国庫支出金で全額措置をされるという仕組みでございます。同様に、8ページの2目の退職者の保険税で3,500万円減額をしておりますけれども、この減少分につきましては、9ページの4款療養給付費交付金で措置をされます。したがって、今回の減免減収分につきましては、全額国の措置が講じられるというような内容でございます。

最後に、10ページの方をもう一度お開きをいただきまして、11款諸支出金でございます。償還金で962万5,000円を増額してございます。理由につきましては、22年度分の退職者医療費あるいは国庫補助金として概算で交付されておりました金額と、実際にかかった費用を精算をした結果、今回償還金が発生したというものでございます。この960万円の財源につきまして

は、予備費から支出をするものでございます。

細部は以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上簡潔に行ってください。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第96号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第97号 平成23年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第27、議案第97号平成23年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第97号平成23年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成22年度決算による繰越金及び保険料還付金について、所要の措置を講ずるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 細部説明を行います。予算書の18ページをお開きいただきたい

と思います。

初めに、歳入から申し上げます。歳入の繰越金で387万7,000円を追加するものでございます。理由につきましては、平成22年度の医療費の精算が終了したことによる繰越金が確定いたしました。そのことの金額でございます。

それから、5款の保険料の還付金90万円でございますが、これは後期高齢者の広域連合会より入ってくるものでございます。同額を19ページの歳出で保険者に90万円を還付をするという流れでございます。

予備費につきましては、歳入で確定をした繰越金387万7,000円を予備費の補正といたすものでございます。

以上、細部といたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。それでは質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第97号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第81号 財産の取得について

○議長（後藤清喜） 日程第28、議案第81号財産の取得についてを議題といたします。

本案については、東日本大震災対策特別委員会における委員会報告書及び少数意見報告書が提出されております。

お諮りいたします。

本件についての委員長報告及び少数意見報告は、議長を除く議員全員による特別委員会であり、報告書が配付されておりますので、会議規則第41条第3項の規定によって省略すること

にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告及び少数意見報告は省略することに決定しました。

これより委員長報告及び少数意見報告に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 確認ですが議案81号に対する討論ですか。報告書に対する討論ではなく。

（「はい」の声あり） はい、あくまでも議案に対して。はい。それでは反対討論だね。（「まず、はい」の声あり）

○議長（後藤清喜君） もう一度。まず討論に入ります。まず、原案に対し賛成討論の発言を許します。7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 本案に賛成の討論を行います。提案されております財産の取得につきましては、西戸、折立、水戸辺、在郷地区民が一日も早い生活の再建に、住み慣れた土地に最も近い高台ということで、当該地への集団移転を強く望んでおるものでありまして、一日も早い復旧・復興を実現するためにも、地域民のこの切望なる願いを実現させるためにも、本案に賛成するものであります。

○議長（後藤清喜君） 次に、原案に対し反対討論の発言を許します。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 私は、本案に反対の立場で討論をいたすものでございます。本案につきましては、特別委員会等で議論がなされたわけでありましたが、そして、委員会の報告がなされておるわけでありまして、委員会報告には、賛成多数で否決ということになったわけですが、この案件につきましては私はありすぎて、理由が、反対の理由が余りありすぎますので、いまかだにまだ思っているんですが、まず最初に、この土地取得につきましてはの事案が不完全だということでありまして。なぜならば、ここにその土地取得、ちょうどこの志津川の町、今回の土地開発公社からのお金を、土地開発基金による土地の求め方が、この議会運営の参考書に明記されております。それによりまして、土地の所在地、職種、数量、目的、方法、価格、相手方を表示、とすればいいということになっておりますが、その相手方に対して表示が私は不完全だと思うんです。ということは、再三いろいろ委員会でも意見がありましたように、いろいろなこの委任状だとか、いろいろこの会社が、社長が株1株も持って

いないで、取締役が、取締役じゃない、株主が代理人だと、そのようなですね。ことに対して、今度はその株主の名前はといいましたら、副町長はわからないと。そして、名刺を置いていかなかったかといったら、名刺を紛失した。そんな話ありますか。しかも4人立ち会っている。4枚置いていくといったと思いますがね、それを1枚も紛失した。そんな何もかにも納得のいくその説明がありません。まず、町政運営は、やはり最小の経費で最大の効果を生む、これが一番の目標に掲げられております。それから、公正性、公平性、すべてに私はこの案件は合致していないと、そのようなもろもろの、まだまだありますがね、私一人で言うわけにもいきませんので、それらもろもろの内容から、私は反対をするというものであります。終わります。

○議長（後藤清喜君） 次に、賛成討論の発言を許します。8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 8番菅原辰雄は、本案に賛成の立場から討論をいたします。今回、未曾有の災害から6カ月が経過し、今なお多くの被災した人々が仮設住宅入居を余儀なくされておる現状であります。国でも職住分離として、住まいは高台としており、そのような折、町として旧ゴルフ場建設予定地を先行取得に動くということは、被災して大変な状況下にある町民にとり、住まい、土地について夢と希望をつなぐものであると確信するものである。また、これだけの土地を一括購入となれば、かなり難しいものと認識するものでもあります。とりあえず3分の1程度あればよいとする案もありますけれども、土地購入についてはタイミング等も重要であります。さらに、土地を取得しておき、将来まちづくりの中で企業誘致などを初め利用計画等は立てられるものであります。さらには、1,500名もの陳情書もあり、住民の意見を尊重する立場から、その町民の声にこたえるべきであるものとする。また、土地を取得するための一定の要件は満たしているものとする。私は本案に賛成するものであります。

○議長（後藤清喜君） 次に、反対討論の発言を許します。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） はい1番です。私は、議案第81号の財産の取得について反対の立場から討論いたします。

復興への町民の高台移転があり、南三陸町全町民の平等性を重視する観点から、私は議案第81号に反対いたします。

○議長（後藤清喜君） ほかに討論ありますか。賛成討論の発言を許します。5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 私は、81号賛成の立場で討論します。

3月11日の大震災で、本町は壊滅的な被害を受け、半年以上経過しました。不幸にも大津波

で住み慣れた自宅や家族、友人、数多く流出し、生死の境から奇跡的に生還した町民は、現在仮設住宅で不自由な生活を強いられております。特に、戸倉地区住民の被害は75%と大変甚大でございます。被災された町民の実情から、町民不安の解消を図るため、高台移転、これを対策を早急に実行し、そして不安を解消すべきと思います。今回の隣接するゴルフ場跡地の先行取得というのは、先ほども同僚議員がおっしゃいましたが、1,497名もの署名と陳情であり、戸倉地区民の強い思いそして要望が伺え、復興の柱として優先すべきだと思います。今後もさらに志津川地区とか歌津地区の集団移転先の確保を実現し、スピード感で復旧・復興を推進、そして新しい集落形成、まちづくりを進めることが、本町の重大な、重要な課題であり、これを踏まえて私は賛成といたします。以上です。

○議長（後藤清喜君） 次に、反対討論の発言を許します。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 防災集団移転促進事業、現在国会で第3次補正ということで今議論なされておる中でありまして。被災を受けられたすべての町民の方々の高台移転に対し反対をするものではないことを、まず最初に言っておきます。一日も早くよい場所、問題のない場所を選定し、住民の方々に安心をさせることが私の願いでもあり、行政の仕事であるというふうに思っております。

さて、反対の立場から討論をさせていただきます。今会議案といたしました、提案されておりますこの土地取得のことでありますが、この面積が106.8ヘクタール、これは居住地あるいは公共施設等、実質使用する面積は38ヘクタールで、全体の35%であります。残りの65%の67ヘクタールは、手をつけないというよりは手をつけられない。それは、沢地が激しくて経費がかかるということで、手をつけられない状況であります。そして、この土地の造成に係る費用111億円とのことであり、そのうち国の補助対象面積は20.6ヘクタールであります。その補助率もまだ決まっていない状況であります。町が負担する額も未定であります。なぜそんなに急ぐ必要があったのか。まず一つ目のクエスチョンマークであります。

次に、在郷地区にあります国有林1,700ヘクタールのなだらかな山、この門前山があります。なぜその土地を選択肢の一つにしなかったのか。町が集団移転が必要であれば前向きに検討するという、内諾とはっきりは申しませんが、そういった話を受けております。安くあるいは無償で払い下げてもらえる可能性もあります。また、ホテル観洋向かいにあります15ヘクタールの町有地の利用をなぜ考えなかったのか。説明、地元の方々に説明しなかったのか。大久保地区の行政区の人たちは、その場所を高台移転に望んでいるのが実情であります。なぜそういったところを地元の方々にお話ししなかったのか、そんないいところに場所がある、

場所にいいところがあるのに。これが二つ目のクエスチョンマークであります。

次に、土地購入財産取得の議案を出すまでの経緯、順番があべこべであるということであり、議案提出は、最後であるはずだと思います。まずは、この土地への移転の説明をし、アンケートをとってから、多くの町民の方々が必要性を感じたときに陳情書が提出されるのが順番であります。それから土地取得の議案提出をすべきであると思うのでありますが、今回の場合は全く逆の順番であります。また、その説明会、3日間にわたって行われました。最後の説明会は、9月の8日の午後の9時まででありました。そしてアンケート、意向調査を翌日の9日までに投函とのことあります。町、行政のやり方としては無謀とも言えるやり方で、せっぱ詰まった様子が見受けられました。これが三つ目のクエスチョンマークであります。

次に、仮契約を結んだ相手方のネルソン・キャピタル・パートナーズの会社の件であります。不思議な会社であります。先ほど阿部議員も申しあげましたように、まず第一に、会社に電話がないことあります。

次に、8月8日仮契約を結んだ人物はだれですかという質問に対して、代表社長ではなく、山中という人物が会社の役員ということで仮契約をしたという説明がありました。山中氏の下のお名前を聞いたところ、名刺が流されたとか紛失したとかで公表を渋っていましたが、私の再三の質問によってようやく名前を公表しましたが、会社の役員でもないことも判明いたしました。名刺をもらったときの肩書きもわからないとのことや、山中氏は株主であるが、それを証明するものもないとの説明であります。ちなみに、この会社の株数は30株で、資本金が30万円であります。これは登記簿謄本に掲載されてあります。

次に、会社の登記簿に示されている住所、この東京墨田区の住所に会社が存在しないで、会社とは無関係の人が住んでいるということあります。ここはマンションの1室であります。そして、町長を初め、当局、執行担当課長のだれ一人として、この代表である社長さんとは会っていないということや、この示されている社長の住所に千葉県八千代市にこの社長がいることすら定かでない。それもわかろうともしない、町の方が。それが不思議でならないのであります。

次に、町とのやり取り、連絡はどうしておったかという質問に対しては、契約を結んだその山中氏の携帯で行ったというお話でありました。では、その番号を聞いたところ、個人のもので、プライバシーに関わるとのこと知らされなかった。しかし、その後、会社の携帯なのかあるいは個人の携帯なのか、あなたはわかるんですかということをお伺いしたところ、

それも渋々話をし始めたという始末であります。連絡をとられるのがよほどいやだったのでしょう。とられては困ることがあったのではないかというふうに思うほかしかないのであります。番号を聞きましたから、山中氏への電話をいたしました。山中氏への電話は、私以外にも2名の方がしたようであります。その内容であります、契約書の中で8月31日までに土地を渡す内容をなっておったんだと、当局の説明だと、相手方の希望であると、8月31日までに土地を渡すという内容、契約の内容は、副町長の説明ですと相手方の、要するにこの山中氏の方の希望であったということを私が山中氏に問うたところ、山中氏の話だと、いやそれは逆で、町の方で決めたことですよというように大きな食い違いがあったこと。

次に、会社の営業実績を執行部に聞いたところ、執行部はわからないと、営業実績はわからないということで、この山中氏に問いましたところ、平成20年の7月に設立以降、先にも後にもこの物件1件だけの取り引きで、会社は現在休眠状態である、そういうお話をしました。その辺のところを特別委員会で副町長に話したところ、副町長は、この会社はSPCというペーパーカンパニーであるということをはっきりと明らかにし始めたのであります。

次に、8月8日の仮契約時に町長の同席があったのかという質問に対して、最初は町長は同席しなかったと、しかし、時間がたつにつれ、実は町長も同席していたと、そういう説明がありました。副町長らしからぬあいまいなおかしげな発言が続いたことであります。

次に、契約者に対する会社の代表の委任状、印鑑証明も、私から言われてから整えた始末であります。しかし、しかし、一番大事なことが抜けております。それは、委任状を出した8月8日時点で、社長の存在を証明するものがなくてはなりません。そうしないことには、この契約書の有効性というものが発生しないわけでありまして。登記簿にある会社の住所に会社が存在しないということは、いいですか、登記簿に会社の住所に会社が存在しないということは、公正証書原本不実記載という刑事罰を課せられる可能性があるのです。そのような会社と町が契約をする行為が不適切であります。ただ、幸いにしてまだ本契約に至っておらないものですから、そのことが救いでありまして。

以上、いろいろと申し上げましたけれども、不思議、おかしなことばかりであり、数えたらきりがなくらいのクエスチョンマークだらけであり、そのクエスチョンマークが日ましに、日ましに大きくなってきました。このような不思議、おかしな不備な議案を、それでも通そうとしているその背景には何があるのか、そちらの方が不思議に思えてなりません。

最後になりますが、先般浦谷におきまして、県北の議員の研修会がありました。福島大学の名誉教授が講演されました。議員は正義を貫け、議員は正義を貫け、居眠りをしないで聞い

ておった議員は記憶にあるはずです。勇気を持って、白は白、黒は黒とはっきり判断をしなくてはならない。正義のない町は衰退するばかりであることを申し添え、反対の討論といたします。

○議長（後藤清喜君） ほかに討論ありますか。では、賛成の立場から討論。3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 3番は本案に賛成の立場から討論いたしたいというふうに思います。

被災住民は、戸倉地域に限らず、復興に向けて一步でも前に進みたいと、その光明を見出したい、そういう思いでいると思います。その願いをかなえるためには、本議案の財産の取得は非常に有効的で、さらには的を得た案件ではなかろうかと私は思います。そして、不明確といわれる法人につきましては、当該土地の競売参加あるいは落札の際に、法的に明確に認知されクリアされていると思います。さらには、当該土地につきましては、非常に広すぎるという意見もございしますが、そういう広大な土地であり、いわゆる集団移転事業ならず、大被害を受けたいわゆる公共施設の配置、そういうものについても有効であるというふうに、いわゆる多目的に活用ができるというふうに思っております。そのような観点から、3番は賛成いたします。以上終わります。

○議長（後藤清喜君） 次に、反対討論。6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 6番山内は、反対の立場でこの法案に討論するものでございます。

特別委員会でも十分申し添えたかと思いますが、今反対をする討論、続いたわけですが、私も右に同じくであります。この106町歩のうち、なぜその30町歩ないし40町歩、その面積を取得できないものか、いろいろな説明をいただきましたが、私は先ほども同僚議員がおっしゃいましたように、町有地並びに国有地を利用するところがあったのではないかと、このように思っております。それで、この土地取得におきましては、特別委員会でも申し述べましたように、スタートから疑問が多うございました。その疑問を払拭できるものでは今もってありません。委員会におきましても、私はこの取得に対する反対の意を表したわけですが、安住の地、定住の地、私はこの陳情を申し述べておられました各地区の皆様方の意に反対するものではありません。ただ、本当に先々安住の地として、子々孫々定住の地として住み慣れた土地になるのかという点におきましては、私は今もって疑問に思っているところが多うございます。その疑問は、事細かく前同僚議員が申し述べておるとおりでありまして、ここでは同じことを繰り返すことはいたしません、子々孫々禍根の残らないそのような結果を出すべきでありまして、したがって、この81号財産の取得につきましては、私は反対をいたします。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 表決の方法についての動議を提出したいと思います。本表決は投票によって行うことを望みます。

○議長（後藤清喜君） これから、議案第81号財産の取得についてを採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩いたします。

午後2時48分 休憩

午後2時52分 再開

○議長（後藤清喜君） 再開をいたします。

これから、議案第81号財産の取得についてを採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤清喜君） ただいまの出席議員は14人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、高橋兼次君及び千葉伸孝君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（後藤清喜君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（後藤清喜君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次に投票願います。

〔点呼〕

〔投票〕

○議長（後藤清喜君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。高橋兼次君、千葉伸孝君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（後藤清喜君） 開票の結果を報告します。

投票総数 14 票のうち

有効投票 14 票

無効投票 0 票です。

有効投票のうち

賛成 6 票

反対 8 票

以上のとおり、反対が多数です。

よって、議案第81号は否決されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第29 陳情11の1 西戸・折立・水戸辺・在郷地区住民の集団移転先の確保
について

○議長（後藤清喜） 次に、陳情11の1 西戸・折立・水戸辺・在郷地区住民の集団移転先の確保
について申し上げます。

既に同じ内容の議案が否決をされておりますので、陳情11の1 西戸・折立・水戸辺・在郷地
区住民の集団移転先の確保については、不採択とされたものとみなします。

お諮りいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会することとし、明8日午前10時より本会議を開くことといたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は、議事の関係上これにて散会することとし、明8日午前10時より本会議を開くことといたします。

本日は、これをもって散会といたします。

午後3時02分 散会